

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																				
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～31 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32 IP通信網県間 区間伝送路</td> <td>主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備（中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの）に限ります。）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9章 雑則 (準用)</p> <p>第28条 標準的な接続箇所、事前照会、非指定電気通信設備との接続における接続申込み以外の任意協定の締結手続き、当社の光回線設備との接続に関する手続き、任意協定上の地位の移転又は承継、任意協定の変更及び解除、守秘義務、必要事項の通知（相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止に係る事項を除きます。）、情報の提出、相互協力、協定事業者の切分責任、第三者への債権譲渡等、優先的に扱う通信の識別及び緊急通報用電話に接続する場合の取扱い、接続等の一時中断、停止及び中止、網使用料を当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の取扱い、期限の利益喪失、債務の履行の担保、割増金及び延滞利息、技術的条件、責任の制限、解除等の場合の取扱い及び免責、利用者料金の設定、請求及び課金、ローミングに係る特例並びに利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応については、接続約款の規定を準用します。</p> <p>2 任意協定は、接続約款に規定する場合のほか、当社と協定事業者との間の接続協定が解除された場合には消滅するものとします。</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語		1～31 (略)		32 IP通信網県間 区間伝送路	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備（中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの）に限ります。）	区 分	内 容			<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～31 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">32 IP通信網県間 区間伝送路</td> <td>中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9章 雑則 (準用)</p> <p>第28条 標準的な接続箇所、事前照会、非指定電気通信設備との接続における接続申込み以外の任意協定の締結手続き、当社の光回線設備との接続に関する手続き、任意協定上の地位の移転又は承継、任意協定の変更及び解除、守秘義務、必要事項の通知（相互接続点及び接続対象地域の追加、変更又は廃止に係る事項を除きます。）、情報の提出、相互協力、協定事業者の切分責任、第三者への債権譲渡等、優先的に扱う通信の識別及び緊急通報用電話に接続する場合の取扱い、接続等の一時中断、停止及び中止、網使用料を当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の取扱い、期限の利益喪失、債務の履行の担保、割増金及び延滞利息、技術的条件、責任の制限、解除等の場合の取扱い及び免責、利用者料金の設定、請求及び課金、ローミングに係る特例並びに利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応については、接続約款の規定を準用します。</p> <p>2 料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する優先パケット（技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。）に係るIP通信網県間区間伝送機能を利用する場合は、この任意約款の規定にかかわらず、定額制の網使用料の支払義務、定額制の網使用料及び網改造料の計算方法、網使用料の実績に基づく精算について、接続約款の規定（優先パケットに係るもの）に限ります。）を準用します。</p> <p>3 任意協定は、接続約款に規定する場合のほか、当社と協定事業者との間の接続協定が解除された場合には消滅するものとします。</p> <p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用 語		1～31 (略)		32 IP通信網県間 区間伝送路	中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの	区 分	内 容		
用 語																					
1～31 (略)																					
32 IP通信網県間 区間伝送路	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための当社の電気通信回線設備（中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの）に限ります。）																				
区 分	内 容																				
用 語																					
1～31 (略)																					
32 IP通信網県間 区間伝送路	中継局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、収容局ルータ（インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信設備であって、契約者を収容し事業者毎の振り分け機能を有しないものをいいます。以下同じとします。）と対向するものをいいます。以下同じとします。）と他の中継局ルータとの間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号に規定する都道府県の区域をまたがるもの																				
区 分	内 容																				

(1)～(3) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

2 料金額

2-1～2-3 (略)

(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
(4) (略)	(略)

2 料金額

2-1～2-3 (略)

2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能

区 分	単 位	料 金 額	備 考
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	1Mbit までごと 月に月 額	0.00023419 円	IPoE方式による接続を利用している協定事業者に適用しません。

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	
IP通信網県間区間伝送機能	(略)	
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	優先パケットに係る相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により交換及び伝送する機能	
上記以外の機能	(略)	

別表2 接続形態

【NTT東日本の場合】

以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。

(1)～(3) (略)

(4) 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能

附 則 (平成30年4月13日東相制第18-00004号)

この改正規定は、平成30年4月13日から実施します。

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	
IP通信網県間区間伝送機能	(略)	
(略)	(略)	

別表2 接続形態

【NTT東日本の場合】

以下について、接続約款の別表2の規定を準用します。

(1)～(3) (略)